

NISA口座の金融機関変更に関するご確認事項

平成27年1月1日から、同一勘定設定期間内のNISA口座の金融機関変更が可能となります。

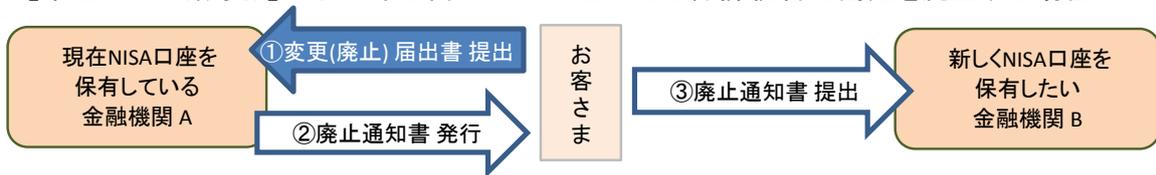
金融機関の変更に関する改正内容の概要と申込フロー

改正内容	改正前	改正後
同一の勘定設定期間内*1における金融機関の変更	同一の勘定設定期間内に金融機関の変更はできません。	一定の手続の下、同一の勘定設定期間内であっても非課税管理勘定を設定する金融機関の変更が可能となります。ただし、変更しようとする年分の非課税管理勘定で投資信託等を既に購入していた場合、その年分については金融機関の変更はできません。

*1 勘定設定期間とは3つの期間をいいます。

①平成26年1月1日～平成29年12月31日 ②平成30年1月1日～平成33年12月31日 ③平成34年1月1日～平成35年12月31日

【申込フロー(概要)】平成27年以降にNISA口座または非課税管理勘定を廃止する場合



NISA口座の金融機関変更を検討中のお客さまへ

平成27年分のNISA口座において、金融機関変更ができない場合があります！
平成27年分のNISA口座の金融機関変更を検討中の場合は、以下の点をご確認ください！

NISA口座は、変更しようとする年分の非課税管理勘定を利用していた場合、その年分については金融機関変更ができません。NISA口座の非課税投資枠の利用は、申込日基準ではなく受渡日基準で判断されます。特に平成26年の年末にかけて購入のお申し込みをする際は、受渡日が平成27年とにならないかご注意ください。

また、非課税管理勘定は通常の購入取引以外にも分配金の再投資による買付等で利用いただけるため、金融機関変更を希望される場合は以下の点を事前にご確認ください。

【ご確認事項】

以下のいずれかに該当する場合、平成27年の金融機関変更ができなくなるおそれがあります。**平成27年の非課税投資枠の利用が発生する前に**、NISA口座をお持ちの金融機関にて所定の手続きを行ってください。

- ・ **NISA口座での積立取引*2の契約を行っている場合**
→ 積立取引の**預り区分*2変更**(NISA預りから特定預りもしくは一般預りへ) または積立取引*2の**解約**
- ・ **NISA口座で保有の商品について分配金受取方法*2が再投資となっている場合**
→ **分配金受取方法*2の変更**(再投資から受け取りへ)

*2 当行内における呼称であるため、くわしくは各金融機関の窓口等でご確認ください。

※改正後の制度は平成27年1月1日から施行されます。平成26年12月末までは適用されません。

投資信託をお申し込みの際は、次の点にご注意ください。

- ◆投資信託は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ◆投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ◆組入れ有価証券(株式・債券等)等は、株式指標・金利・その有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が十分な流動性の下で行えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。
- ◆外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ◆外貨建ての投資信託の場合、純資産価格も外貨建てで表示されるため、外貨建てで元本を上回っていても外国為替相場の変動により、純資産価格の円貨換算が円による投資金額を下回る場合があります。
- ◆投資信託の代表的な手数料等は以下の通りです。これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各ファンドの手数料等の詳細は契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)・販売用資料等でご確認ください。
 - ①購 入 時:購入時手数料がかかるファンドがあります。購入時手数料には消費税がかかります。
 - ②運用期間中:運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。
また、その他監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入れ資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。
 - ③換 金 時:信託財産留保額・換金手数料がかかるファンドがあります。
また、外貨に両替して購入・換金するファンドには所定の為替手数料がかかります。購入時の適用為替相場と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。

□投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行で取り扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取り扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。

□当行はご購入・ご換金のお申し込みについて取り扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。

□投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。

□当資料は当行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

□投資信託のご購入に際しては、必ず最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。ファンドによっては一定期間は換金手数料のかかるものや、信託期間中に換金ができないもの、特定日にしか換金の申し込みができないものがあります。

□投資信託は長期投資に適した商品です。また上記の手数料等がかかることから、短期間に売買を繰り返すと、一般的にはお受取金額が投資元本を下回る可能性が高くなります。

□個人のお客さまの場合、原則として20歳以上のご本人さまによるお取引とさせていただきます。

□契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)は、当行の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しております。(インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付またはテレフォンバンキングによる郵送扱いとなります。)

株式会社 三菱東京UFJ銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

当行の苦情処理措置および紛争解決措置 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

三菱東京UFJ銀行コールセンター(運用商品(保険を除く))

0120-860-777

9:00～18:00 (1/1～1/3、5/3～5/5はご利用いただけません。)

<http://www.bk.mufg.jp/isa/index.html>

